

住宅の省エネ性能ラベリングについて（案）

エネルギーの使用の合理化に関する法律第 86 条の規定に基づき、建築物の販売又は賃貸の事業を行う者が、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能（省エネ性能）を表示し、一般消費者に情報提供するための仕組みを整備する。

1. 表示対象

- ・ 住宅全般（戸建住宅（建売・注文）、共同住宅（分譲・賃貸））を対象とする。

2. 表示内容・表示方法

(1) 総合的な省エネ性能

- ・ 住宅の外壁、窓等の断熱性能に加え、暖冷房設備や給湯設備等の建築設備の効率性についても総合的に評価し、その結果を表示する。
- ・ 戸建住宅（建売・注文）については住宅事業建築主の判断の基準を用いることとし、共同住宅についてはこれに準じた基準を策定する。
- ・ これらの基準に適合する場合、所定のラベルを表示できることとする。

(2) 外壁、窓等の断熱性能

- ・ (1)の総合的な省エネ性能に加え、外壁、窓等の断熱性能について、省エネ判断基準（平成11年基準）への適合状況を表示する。

(3) 評価主体

- ・ 建築主等が自ら性能を評価する場合（自己評価）と登録住宅性能評価機関等の技術的能力を有する第三者が評価する場合（第三者評価）のいずれも可とし、その別を明示的に表示する。